

●事業名 : 平成31年度 公益財団法人 ヤマト福祉財団
I. 障がい者給料増額支援助成金 1. ジャンプアップ助成金

対象事業 : すでに障がい者の給料増額に一定の実績がある施設・事業所での、障がい者の給料増額のモデルとなる本格的なしくみを取り入れた、総事業費600万円以上の事業。

応募要件 : (1)平均給料一人当たりすでに月額2万円以上(就労継続支援A型事業所は月額8万円以上)支給していること。
(2)平成29(2017)年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりません。
(3)2020年2月末日までに事業を完了し、助成金を受給すること。
(4)助成対象となる事業所・施設
○就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター
○最低賃金減額特例許可申請施設は応募対象外です。

助成金額 : 定額500万円

助成件数 : 10件程度

●事業名 : 平成31年度 公益財団法人 ヤマト福祉財団
I. 障がい者給料増額支援助成金 2. ステップアップ助成金

対象事業 : 障がい者の給料増額に努力し、全国平均以上の給料支給実績がある施設・事業所で、障害者の給料増額に効果的な事業、設備。現在ある備品等の代替費用および材料などの消耗品は対象になりません。

助成金額 : 上限200万円

助成件数 : 20件程度

応募要件 : (1)厚生労働省が発表した平成28年度全国平均工賃月額15,295円以上(就労継続支援A型事業所は70,720円以上)を支給していること。
(2)平成29(2017)年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりません。
(3)2020年2月末日までに事業を完了し、助成金を受給すること。

(4)助成対象となる事業所・施設

- 就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター
- 最低賃金減額特例許可申請施設は応募対象外です。

●事業名 : 平成31年度 公益財団法人 ヤマト福祉財団
II. 障がい者福祉助成金

対象事業 : 会議・講演会・研修・出版・啓発・調査・研究・スポーツ・文化の事業等

助成金額 : 1件あたり最大100万円(助成総額1,000万円)

応募要件 : (1)2020年2月末日までに完了する事業に限ります。
(2)波及効果の望める事業を優先します。

応募方法 : 以下の書類を添えて提出して下さい。

●障がい者給料増額支援助成金を申請する施設・事業所

- (1)「ジャンプアップ助成金申請書」あるいは「ステップアップ助成金申請書」
- (2)企画書(書式自由 具体的な売り上げ・給料増額計画を A4 用紙 3 枚程度にまとめたもの)
- (3)「障がい者給料増額支援助成金 添付資料 No. 1、No. 2」 (平成29(2017)年度の収入・給料支給実績、平成30(2018)年度の収入・給料支給の見通し、平成31(2019)年度と2020年度の収入・給料支給計画)
- (4)平成29(2017)年度工賃実績報告書のコピー(利用者の給料支給実績を都道府県へ提出している事業所)提出していない事業所は平成29(2017)年度の給料総支給額と定員数がわかる書類のコピー
- (5)平成29(2017)年度収支決算書コピー(就労支援会計と福祉会計の収支が記載されたもの)
- (6)見積書・パンフレットなど価格のわかる資料

●障がい者福祉助成金を申請する団体・事業所

- (1)「障がい者福祉助成金申請書」
- (2)企画書・スケジュール・費用積算表(書式自由 A4 用紙に限ります)

応募期間 : 平成30年10月1日(月)～平成30年11月30日(金)(当日消印有効)

(提出・問合せ先)〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-18 ヤマト銀座ビル7階
公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局あて
TEL 03-3248-0691 FAX 09-3542-5165